

## 紀州田辺領の経済政策

——その本藩に対する独自性——

藤 田 貞 一 郎

- 一、はしがき
- 二、大阪市場との関係
- 三、御仕入方との関係
- 四、むすび——国産物育成への志向性

### 一、はしがき

私は、かつて「幕藩体制社会後期における紀州藩の経済政策——「御仕入方」を中心として——」なる論文で、幕藩体制社会の構造変革とのかかわりに関心を寄せながら、紀州藩の藩営専売制度担当機関たる「御

仕入方」の成立とその展開過程を明らかにしたことがある。すなわち、明暦三年（一六五七）にその発端を有し、享保十五年（一七三〇）と宝暦三年（一七五三）に機構上の整備を加えられた御仕入方は文化三年（一八〇六）の藩政改革を機として御救御仕入方から御国益御仕入方へとその性格を改めたことを指摘した。また、こうした歴史過程のなかに、藩権力はその領国経済的思考力を発展させていることを伺い知ることが出来るとした。

さて、右の論文に加えて、今回新たに「紀州田辺領

の経済政策——その本藩に対する独自性——と題して、史料紹介を試みる理由は、前回の論文では、紀州藩には付家老たる安藤家の田辺領と水野家の新宮領が含まれていたことを視野に入れていなかったからである。周知のごとく、「紀州藩の石高は表面きは五十五万五千石で、そのうち紀伊国に所屬する石高が三十七万五千石、これには大和国三カ村すなわち土田村・鷲家村・越部村などの飛地合わせて千十二石の石高を含めている。それと伊勢国に所屬する石高が十八万石であった。また、紀州藩總石高の中には家老の安藤家に与えた田辺領石高三万八千八百石、同じく水野家に与えた新宮領石高三万五千石が含まれている<sup>2)</sup>。」

それでは、田辺領ならびに水野領における知行地支配の態様はいかなるものであったか。「紀州勢州諸色大概分ヶ秘書」によれば、以下のごとくである。

水野土佐守毅安藤内膳殿知行之内田辺新宮城附之儀は、田畑山林竹木惣て在中仕置の儀も全く右両家、支配候筈ニ先年より被仰付候(傍点は藤田、

以下同様……注)

但新宮も同断ニ支配仕候

右両家御知行之内名草有田日高此三郡之内にても

被下候、是は山林竹木百姓を支配ニ候得共諸色御

定免相を極め候儀并池川普請之儀は御蔵方申附候

也、三浦長門守殿久能和泉守殿知行所は水野安藤

両家知行之内右三郡知行之通ニ大様支配仕候、田

辺新宮之通ニテハ無御座候

但右之外御年寄知行所之分は御家中諸士知行同

前ニ御座候

室之郡之内口熊野與熊野ハ不殘御蔵入にて諸士知

行には渡り不申候

但田辺新宮も室之郡之内にて御座候、是者土佐

守内膳へ知行ニ被下候

すなわち、安藤内膳の田辺領と水野土佐守の新宮領

については、城下町に近接した室郡内の知行地は、

「田畑山林竹木惣て在中仕置」は全て両家がそれぞれ

独自に支配する。ただし、名草・有田・日高の三郡に

所在する知行地については「山林竹木百姓」の支配は行うが、「諸色御定免相を極め候儀并池川普請」については本藩たる紀州藩が支配するというわけである。ところで、「紀州勢州諸色大概分ヶ秘書」は紀州領内各郡の村勢を概説するに際しても、室郡の部については、左のただし書きを附している。

但し室の郡安藤内膳水野土佐守知行所田、新宮付、の村々、在々は、右両家よりの支配、ニ付、様子、相知れが、たく、御座候

要するに、「城附」の知行地については、田辺領・新宮領ともに、本藩とは別に独自に安藤・水野両家がそれぞれ支配権を有しているので、本藩ではこれらの部分の村勢については情報を持たないというわけである。

紀州藩の検地・貢租・村勢・諸物産について要領よく概観した、いわば紀州藩政治經濟手引ともいへべき、この「紀州勢州諸色大概分ヶ秘書」の筆者ならびにその成立ちについては目下のところ不明というほか

はないが、田辺領と新宮領の本藩たる紀州藩に対する独自性の指摘は一考に値する。少なくとも、紀州藩政史研究に際しては、見落してはならぬ視点であろう。

以下、本稿で行う史料紹介はこの視点からする若干の史実の提供にその目的を置く。なお、使用する史料は、特に注記をせぬ限りいずれも田辺市立図書館に所蔵の『田辺町大帳』である。現存するのは正保二年（一六四五）から文政八年（一八二五）の部分である。

それでは、この期間について田辺領はその經濟政策において、いかなる独自性を示しているであろうか。

## 二、大阪市場との関係

天下の台所と俗に称される大阪には、かなり早期から田辺領産物を専門に取り扱う問屋があったようである。元禄二年（一六八九）四月の左の記事は、それを推測させる。

大坂和泉屋利右衛門、当地（田辺……注）へ、参、問

屋仕度由荷主仲間願申ニ付、以書付御奉行所へ申上候処ニ、利右衛門儀両度身躰つぶれ分散仕候者之儀ニ候間、問屋ニ取立申儀無用ニ可仕由被仰付候処、其後内証ニ而利右衛門方へ荷物上セ申由御聞被成、不届千万ニ思召(田辺町大帳貳)

右にいう大阪の和泉屋利右衛門は、以前二度も「分散」の憂目を見ているものであったので、領主権力から田辺領産物を取扱う問屋として「取立」てられることはなかった。にしても、何らかの問屋が大阪にあったことは十分に推測できる。

その後、享保九年(一七二四)二月に至って、領主権力公認の大阪問屋は一軒と定められた。

二月此度大坂問屋一軒ニ被仰付、前廉之問屋ニ借銀有無之儀御吟味被仰付候ニ付書上

口上

一此度大坂問屋一軒ニ被為仰付候ニ付、右問屋ニて借銀仕候儀荷主并船頭御尋ニ御座候、町内吟味仕候処、大坂右問屋ニ只今ハ無御座候、尤替

シ銀ハ少々御座候得共是以借銀と申者にてハ無御座候

右之通相違無御座候、以上

辰二月

下長町年寄

饒八

上長町年寄

定右衛門

北片町年寄

平右衛門

同断

五左衛門

南新町年寄

藤右衛門

袋町年寄

権太郎

紺屋町年寄

惣兵衛

岩本弥三左衛門殿

多屋平次殿

多屋専右衛門殿 (田辺町大帳七)

ここにいう「大坂問屋一軒」とは、塩飽屋九兵衛のことを指す。『田辺町大帳七』の享保九年三月の記事には「塩飽屋九兵衛儀其表問屋被仰付候」、同じく享保十年の記事には「此度御領分問屋之儀塩飽屋九兵衛へ被仰付候処、就夫御当地 (田辺……注) へ出店仕」とあり間違いない。享保十二年四月の記事によると、塩飽屋九兵衛が取扱っていた田辺領産物は嶋毛綿であった。この見返りに大阪から田辺へ藍玉とたばこが下って来たようである (田辺町大帳八)。嶋毛綿も含めて、享保十三年一月から十二月までの間、大阪へ送り出した「諸荷物銀高」は六六貫余であった。

享保十四酉年

一 正月三日被仰付候へ、去申年中大坂へ、積廻し、諸荷物銀高書上候様ニと被仰付、町江川吟味書上申候銀高六拾六貫九百七拾八匁分八厘銘々荷

主書出ス (田辺町大帳九)

ついで、享保十七年四月、大阪に田辺領安藤家の蔵屋敷が設けられ、材木・炭・薪・砥石・太平その他田辺領産物を取り扱うこととなった。

一 此度於大坂御蔵屋敷御求可被成との御事ニ候、左候得へ御屋敷預り候役人御指置候間、田辺御領分、御仕出之材木炭薪砥石太平、勿論御領□□<sup>(売)</sup>人共積廻り候諸荷物船共□□屋敷前へ着候而御役人指図を□□□、左候へ、売船とも只今迄出し□□揚蔵敷賃等へ自今出させ中間敷事一 売人共諸荷物之儀へ唯今迄之通少茂無相違直段随分吟味之上仕切銀無滞相渡させ可申候、尤只今迄之間屋へ着船致度品も候へ、右御蔵役人へ相達指図之上只今迄之間屋へも着船候様ニ可申付事

一 売人共唯今迄之間屋ニ借銀有之候へ、早速済替可遣候、若又問屋へ借銀有之候へ、無滞急度取立可遣事

右之通御定之上ハ、田辺南部とも舟改之役人被指置

候間、<sup>(物カ)</sup>賣買之□□贈立出船之節舟足之改を□□□

候、荷物之品々不残書記□□□預り姓名宛にて川

口改役人之□□□大坂表へ積廻可申事

四月

右之趣丁々申渡ス

一 四月十九日御勝手役所、被仰出候趣、於大坂御藏

屋敷出舟ニ付御領分町在諸商売荷物御藏屋敷へ着

申段、支配方方可申聞候、就夫町中荷主并問屋舟

持名前書付候、明日中ニ御出可有之候、以上

御勝手方

子四月十九日

四人宛

……(中略)……

一 六月三日被仰聞候ハ先達而被仰付候大坂御藏屋

敷出来ニ付問屋之儀ニ付、木村六郎兵衛支配之

由ニ候処、此度六郎兵衛儀思召御座候由にて御

暇被遣候、重而御藏屋敷も出来候ハ、其節ハ

格別、先此節ハ先々参来候問屋へ勝手次第荷

物遣し可申由、船頭商人へ可申聞由被仰付□渡

ス(田辺町大帳十)

こうして、大阪に田辺領安藤家の蔵屋敷が一時的に

せよ出来たわけだが、大阪の商人が田辺に出入する例

もある。寛延四年(一七五二)閏六月の記事が伝える

左の平野野堂町枡屋伝兵衛の場合がそれである。

一同八日大坂平野野堂町枡屋伝兵衛儀先達而御願

申上候当地出入御赦免被成候付、右為御礼罷越

候、下長町宿幸助義親類ニ而候ニ付暫時逗留仕

候付御断申上候(田辺町大帳十五)

蔵屋敷が田辺領産物を扱うことになったといつて

も、問屋の顔振れは必ずしも安定していなかったよ

うである。が、明和八年(一七七二)四月には、大阪

受込問屋を金田町平野屋善右衛門、界筋南本町鑰屋十

兵衛、七郎右衛門丁一丁目池田屋太兵衛の三軒と定

め、ただし、当分は池田屋太兵衛一軒を受込問屋とし

た。

一 四月六日被仰出御書附之趣さ之通

田辺御領分別而奥山内筋近年惣牀及困窮、其上  
去秋格別凶作ニ而皆無同前之品ニ付弱人多有  
之、上ミニも甚御苦勞ニ為思召候得とも御損亡

ニ付御物成甚相減御暮方も難相立候処、色々御  
操合を以去冬より当春ニ至御救被下置候事ニ候、

都而町方商人共諸産物上方不捌ニ付引合不申段  
相聞へ候、右ニ付而へ仕入等も少地合在中稼相  
減候故凶年之節者歲難<sup>(マツ)</sup>強強候段、御役人中甚心  
勞之事情、仍之此度御憐愍之御了簡を以大坂、表  
ニて、田、辺、を運送之、諸産物捌方、差支無之様ニ、荷物  
受込問屋被仰付、仕切銀等之義随分宜取計候様  
申付有之候間、御領分中船々は迄夫々問屋へ積  
上り来候筋をも可相成候へ、先方へ相願致候而  
訳相立別番名前之筋へ産物積上り候へ、前段之  
通捌方宜取計候管間、奥山内共稼ニ相成候様ニ  
諸産物随分仕入いたし積廻し之儀相働可申候

大坂所書

金田町

平野屋善右衛門

境筋南本町

鑰屋十兵衛

七郎右衛門丁一丁目

池田屋太兵衛

右、三、人、大、坂、ニ、而、田、辺、を運送之、産物請込問屋ニ而  
候、先当分池田屋太兵衛老人受込ニ而同人一名  
ニ而送り遣し候筈

四月 (田辺町大帳二五)

寛政五年(一七九三)には、領内産物売捌のため泉  
州堺にも御用場を設置した。しかし、堺は「市中之売  
買」であるため販路が狭いので、寛政八年二月大阪道  
頓堀住吉橋北詰新大黒町紀伊屋藤三郎を堺御用場出  
張所とした。

一同十二日被仰出

去、ル、丑、年、を、泉、邊、堺、表、へ、御、用、場、御、取、建、被、仰、付、御、  
領、内、産、物、取、捌、有、之、筈、ニ、付、上、方、へ、是、迄、積、登、候、産

物類右御用場へ積送り候様其砌申触置候へと

も、堺表之義市中之売買故手狭く取捌行届兼、

直段も引合不申趣ニ而荷主共不便利故哉、腕と

積送荷物も無之ニ付、此度堺御用場元方泉屋新

三郎の願書を以同人一類大坂表紀国屋藤三郎と

申者、堺御用所の出張所ニ仕置、御領内取捌せ

申度奉存候、夫ニ付右藤三郎と申者御領分へ

罷越荷主并始方之者共へ及応対、荷主納得之上

産物類積送□□候様仕度旨申出、御聞届相渡候

間、大坂取捌方請□□候へ共、近々罷下致熟談

産物類積送り遣候様可申合候

但仕入銀請取有之産物類へ勘定仕切候へハ銀

主へ積送之義勿論候へとも、勘定相後レ候へ

ハ右御用所出張所懸合跡仕入等之義も可致相

談候、□□又大坂表へ荷物入津之節外問屋荷揚

候とも一応出張へ其段相届可申候

大坂道頓堀住吉橋北詰

新大黒町 紀伊国屋藤三郎

(田辺町大帳四七)

右に見て来た史実から、田辺領主権力は、大阪に蔵

屋敷を設けたり、受込問屋を定める、あるいはまた堺

に御用場を設置するなどして、領内産物の、大阪市場

を中心とする領外市場への商品流通経路を掌握しよう

としていることがわかる。しかし、こうした領主権力

側の努力は領内商人のたくみな抵抗にあって必ずし

も成功したとは云えない節がある。

享和二年(一八〇二)、一部の大阪商人らが紀州藩

大坂蔵屋敷に紀州の産物を集中し、その問屋業務を握

ろうと画策したことがあった。この時の田辺町人の対

応を記録した史料に、それを伺うことができる。この

一件は同年正月、京町堀屯丁目升屋五郎右衛門、高津

下町辻屋清次郎、太郎助橋南詰伏見屋彦三郎、北久太

郎町貳丁目堺屋嘉兵衛、堺御用所元方金屋宇右衛門、

同鉢鍛治久兵衛、それに森貢右衛門の七名が紀州藩

「御役所」に左の願書を出したことに始まる。

一三月七日御通



願書

御国産物之義是迄於堺御用所取捌所ニ被仰付御座候処、同所ニ而ハ不捌御座候ニ付、此度新一統加談致於大坂表御藏屋敷出来同所へ産物被指向可被下候、同所へ取扱を以私共問屋相務申候ニ付、問屋役所相構取捌仕度奉存候 (田辺町大帳五三)

この願書を受けて、紀州藩は田辺領、新宮領を含めて、全藩内の関係商人に都合を尋ねたらしい。田辺町と江川両地の年寄庄屋の差出した口上が残っている。

口上

此度於大坂御藏屋敷出来立、同所ニ問屋相構御国産物取捌仕度大坂町人之内奉願候ニ付、当町商人共へ申触御請書指上候様被仰付奉畏、則町々相調候処、町中へ大坂積登申産物へ葛炭板細工板類松煙太平蜜等ニ而御座候、是れも一色ニ商売仕候者ハ無御座、夫故手船ニ而積廻申者無御座、其外山物少々ツ、取集船手稼之者運賃稼仕義ニ御座候、

先年へ大坂京都南都其外へ注文ニ而積登候荷物多御座候へとも、其所々へ積送り不申候而へ積下り申代口物交易も難出来、其上上方之仕入銀受負も有之、廻船へも加入方有之候得へ、是迄之仕様を相止候而へ廻荷物ハ勿論町中商売仕代口物迄も甚指支難洪可仕候段商人一統申出候

右之通ニ御座候、既ニ明和八卯年御領分諸産物大坂ニ而問屋三軒へ送せ候様被為仰出候へとも、右申上候指支之趣奉願相止申候、田辺町方へ積登候産物ハ是迄之通被為成下候得へ、猶先弘相成商人共勝手宜御座候旨申出候

右御尋ニ付書附指上候、已上  
 戊三月 町江川

年寄 庄屋

四人宛

右之通相調達出候ニ付書附指上申候、已上

四人

## 町御奉行所様 (田辺町大帳五三)

すなわち、明和八年の田辺領分産物大阪受込問屋の件が、田辺町・江川の商人の願いに従い中止となったとの事例を挙げて、今回の紀州藩大阪蔵屋敷に所在の問屋による商品流通経路の掌握をも、田辺領分の田辺町と江川の商人はこれを危避しているのである。明和八年の一件の事例を上げて見せるところに、本藩たる紀州藩に対する田辺領の一定の独自性を巧みに利用した田辺領分商人の対応を読み取ることが出来るとして良いであろう。

こうして、領内商人の抵抗に会いながらも、田辺領主権力は、その独自な大阪市場への商品流通経路を掌握すべく執拗に努力し続けている。左の文化十二年(一八一五)五月の史料は、この頃にも田辺領主権力による領内産物取扱機関たる大阪御用所設立計画があったことを伝える。

此度大坂表へ御用所御企被遊度思召ニ付、商人共へ登せ荷物御用所へ送り候様被仰出も可有御座御

義ニ候へとも、下々格別之差支ニ相成候而ハ如何ニ思召被為下、商人共へ差支之有無相調申上候様被仰聞之趣奉長候、田辺町江川相調申候所、当地諸産物不残大坂表へ積登御用所表ニ被仰付候而ハ商人共一統差支難渋仕候へとも、若山京都奈良其外他所他国へ売来候義ハ是迄之通ニ被成下、其上大坂表得意先ニ注文物御座候節ハ積登せ御免被為成下候様仕度、猶又諸産物之内ニ而ハ炭俵数多御座候ニ付、売捌方別紙ニ申上候、若又御用所ニ而諸産物直段引合不申節ハ其節御断申達勝手次第ニ外々江売捌仕、若又産物不捌之節ハ荷物ニ応し外問屋並ニ為替銀御貸被下候ハ、差掛り差支之義無御座候段商人共一統申出候、右之通宜被仰上可被下候、已上

亥五月

町江川年寄

連印

四人当

右之趣相調書付差上申候、已上

## 御勝手方

四人印

## 御役所 (田辺町大帳六六)

右の大阪御用所計画も領主権力の思惑通りに進行しなかつたのであろうか。領主権力は文政八年(一八二五)十一月、田辺領国産方出入りの大阪商人辰巳屋佐兵衛と近江屋善蔵を通しての国産方による商品流通経路掌握策を、田辺領町在商人に申付ける。

大坂表江為積登候諸産物此度、辰巳屋佐兵衛近江屋善蔵引請差配之義願出候ニ付、兩人共積廻方委細被仰出候、右御書附之通往々下々不及難義様為致支配候事ニ候条、万々一不束之取扱等於在之者、其節々役所へ申出次第急速掛合遣、何レ共難渋ニ不相成様精誠取計可遣候間、一統御仁憐之厚キ御趣意之趣奉畏神妙ニ御請可奉申上事

畢而諸家様ニ者多分御物といたし積廻し候筋も有之哉ニ付、御領内之義も御物同様之御仕向故、聊以仕切不納之滞ニハ不相成、且ハ近来大坂間屋共

之内ニハ多分産物不景氣申立、既ニ当役所之内去ル頃上坂中旅宿へ罷出候刻も、御領分間屋者難引合相止度との旨申出候者も在之候、此度兩人江被仰付候御趣意へ何分産物景氣能為致支配、□□一統之潤沢ニ相成候様との御事ニ候間、是等之趣相心得可罷在事

一是迄大坂へ取引之内彼地江貸過ニ相成候筋者勸定書可差出候、左候ハ、精誠取立方之取計可及遣事

右之趣一統為心得申聞候

国産方

西十一月

町諸商人中

(田辺町大帳七七)

以上の史実から、田辺領は大阪市場を中心とする領外市場との関係において、本藩たる紀州藩とは別箇の領内産物流通経路の設定・掌握に努めていたことは明らかである。また、文政期には国産方なる経済関係行

政部局がその支配機構のうちに設けられるにいたっていることを我々は知ったわけである。

### 三、御仕入方との関係

本藩たる紀州藩の御仕入方は、総計八〇余の出張所を自領内のみならず、江戸・大阪・京都を始めとする藩外の各地に設けたが、田辺領・新宮領内にはこれを設けていない——『南紀徳川史第十二冊』の三六六頁から四五七頁の史料と記述を読めば、この点は明らかである——。こうした経済政策上における相違が主なる理由となつて起きた一揆が、安政二年（一八五五）の熊野一揆である<sup>4)</sup>。

この一揆は、有田・日高兩郡内の新宮領と奥熊野内の本宮組・入鹿組・北山組・木本浦の紀州本藩領とを入れ替えようとした、知行替計画が切掛けとなつて起きる。この知行替が計画通りに実現されると、奥熊野木本浦の二歩口役所も新宮ならびに七カ浦二歩口役所

とともに新宮領の受負と定められ、また口熊野小色川御仕入方、奥熊野本宮・成川・木本の御仕入方の貸出金の取立もまた新宮領がこれに当る、且これらの御仕入方出張所は廃止されるということとなった。これに對して、本宮組・入鹿組・北山組・木本浦の総百姓は、知行替の結果生じる右の事態に危機感を覚え、この計画の中止を紀州藩領主権力に迫り、その目標を達成したのが、安政二年の熊野一揆の内容である。が、本稿の問題意識からして記憶に止めるに値する事實は、紀州本藩の御仕入方出張所が新宮領支配下に入ると、廃止される運命にあつたという点である。

次に、新宮領と田辺領は、安政元年までは浮置上付米と二歩口の受負、それ以降は二歩口の受負を除くと、本藩とは異なる独自の支配を許されていたことを語るのが左の史料である。

一 安政二卯年正月水野土佐守安藤飛彈守の浮置上付米を被免城付ニ不限都て村々手前限り仕置取計諸物成連上等所務可仕旨被仰付候節二歩口は

是迄之通りと被仰付

一 同年八月安藤飛彈守田辺領浦々口銀之儀是迄五

厘減にて受負之處内存之品に付向後五分通にて

受負被仰付

總計で一二〇余の二歩口役所が、田辺領・新宮領を

も含めて紀勢兩國の地に設けられていることは右の史

料に見られる紀州藩の領地支配方針から生じたことで

あったことがわかる。

それはともかく、それでは田辺領では本藩の御仕入

方との関係はどうであったか。以下具体的史実を眺め

ることにしよう。

寛保二年(一七四二)四月、田辺領は領内独自の

「御仕入役所」を「町在御救」のために設置、坂本藤

右衛門を担当役人とすることに決した。

一 五月朔日被仰出候趣

一 近年御領分町在困窮致候由相聞候付、何とそ御

救之被遊方茂可在之哉、役人共申談候様ニと被

仰出候へ共、近年安藤御領分不作旁にて御勝手

御不如意ニ付、急々御救被遊方も無之候、然者

町表ニ御仕入役所被仰付候へ、往々者町在御救

ニ相成候様ニ為相働可申旨、役人共相達候ニ付、

今度右御仕入役所被仰付、右為役人坂本藤右衛

門被仰付候、右為入用別紙之通銀子御借上被成

候、往々ハ町在中為ニも相成候様ニ相働候様ニ

被仰付候、当時銀子御借上之儀人々迷惑ニも可

存候へ共、往々町在之為ニも相成候様ニ被仰

付候間、別紙書付之通銀子指上可申候、尤諸事

作略之儀ハ坂本藤右衛門申談候筈ニ候

右之通町在支配方ハ夫々可申聞候

戊四月(田辺町大帳十二)

これを受けて、同年六月、田辺の船持船頭らは、

「御仕入御役所」の荷物の運送に携さわりたいと申し

出ている。

一 御仕入御役所出来ニ付、船持船頭願出候ハ御役所

御荷物積セ可被下哉、左も難被成候へ、所持

之舟被買上我々船頭水主ニ御召抱被下候得との

願書認上ル

田辺運賃積

船頭共

舟庄や

戊六月

善兵衛

四人宛 (田辺町大帳十二)

寛保二年設立の一御仕入御役所」が、田辺領の支配機關としてその後も存続していることは、左の安永五年(一七七六)の史料からわかる。

奉願口上

私義御役所掛ニ、而是迄四番領并富田奥ニ、而杉丸、太船板等仕出シ仕候而、南部表へ相廻シ挽売仕候処、片浦之義ニ御座候へハ浪立之時分困所も無御座、其上近年ハ不捌ニ御座候而甚難義仕候、就夫御当地ニハ挽売等も無御座候へハ、於御当所挽売商仕度奉存候、何卒御役所之御影を以御当所大橋近所ニ而小屋掛仕、誂筋注文を請、何ニ不寄挽売等仕度奉存候、御慈悲之御了簡を以願之通被為仰

付被下候ハ、雖有仕合ニ奉存候、依之奉願候、以上

南部

申十一月

源助

御仕入方

御役所 (田辺町大帳廿九)

右に見た寛保二年と安永五年の史料が示す田辺領の「御仕入方御役所」も、本藩のそれと同じく領内に幾つかの出張所を有していたと思われる。左の安永七年の史料から推測できる。

江川御仕入方

新庄村商物先年色数御定有之候處、近年相ゆるミ候ニ付自と心得違無之様去年も申付候處猥ニ而不届之至ニ候、自と御定七色之外商致候ハ、掠商之義ニ付、直ニ取上ケ候間紛敷敷無之様急度申付候、仍之新庄御仕入方へ右吟味方をも申付候間、七色之外商候ハ、取上可申候、此方る役人相廻らせ候間、其旨も心得させ可申候、猶又新庄村御仕

入方ニ而も先年ハ仕出船積致候杉板・垂木・楨・  
 筈・椎茸・抹香皮・葛籠藤・鷹皮・木附子・楊梅  
 皮・しゆろ皮右十一色之外ハ一切仕出船積等致申  
 間敷候

八月十一日 (田辺町大帳三十一)

右から、安永七年の時点で、江川御仕入方と新庄御仕入方の二つの出張所があったと考えられる。しかし、この二つの出張所は、この後いづれかの時点で一且廃止されたと思われる。というのは、天明三年(一七八三)十一月一日の左の史料があるからである。

大年寄共へ

此度四番領眞砂、北郡・西谷・近露四ヶ村御救稼之為新規ニ艚拵へ富田川長にて為相稼候旨貳歩口役所ハ江川御口前所へ通シ相廻候付、町表指支無之哉之義相尋候處、件々指支之品書附指出遂披見候處、何茂無據差支之趣相聞へ候、夫ニ付、右艚富田川長上下致通行候時ハ自然と町表之難渋、御城下一統永年衰微之基と相成候得ハ其儘ニも難差

置事候、右全諸代物等不捌猶近年凶作続、別而綿作至而不熟故小前未々迄も稼方無之、右ニ付町表之銀子払底之様子ニ而山元仕入筋も手薄相成、諸稼方無之故と相聞へ候、猶又諸仕入筋無数ニ付而ハ御領分奥山内諸稼も無之困窮いたし、別而此節ハ庖瘡ニ而奥山内出町も不相成、旁以差支之様子ニ相聞候、右之通ニ候へハ何とぞ御手宛被成遣度候へとも、銘々存知之通上ニも当時御繰合難被遊御時節ニハ候へとも、前段之通艚出来富田川長ケ専ラ上下致通行候時ハ町表ハ勿論御領分一等之難渋ニ相成追年困窮致候義目前之事候、右ニ付此節至而御難渋御繰合も難相立御時節ハ候へとも町方勿論御領分一統為御救当分於新庄浦御仕入方被仰付、御領分奥山内迄諸代物御損益ニ不拘、当分御仕入可被仰付候、併御領分爲御救ニ仰付候事ニ候得ハ、何分指支之品も在之候ハ、ヶ様〳〵ニ被仰付被下候様致度との主法之品も候ハ、書附を以可申出候、左候ハ、吟味之上指支之品も無之候ハ、

其通可申付間、与得相考何分町表御領分一等永々繁昌致候様之工夫勤弁致品々可申出候、件之趣町方役人共へも夫々与得申了箇之品も候へ、早々可申出候、尤指懸候事ニ候得ハ早々申談無遅滞二三日之内に可申出候

十一月朔日(田辺町大帳三十五)

右の史料は、天明三年に田辺領主権力が、新庄浦に御仕入方の設置を計画したことを語る。これに対して田辺町と江川の庄屋と年寄は連名で、新庄浦では差支えがあるので江川に設置して戴きたいと領主側に願出る。この一件の交渉過程において、田辺町と江川の庄屋と年寄が認めた文書のひとつに、次の文言があることに注目したい。

先年、新庄へ御表、御仕入被為仰付候、若此上御表、新庄にて御仕入被為仰付候へ、指支ニハ不相成

哉との御義

左の文書にいう「先年も新庄へ御表を御仕入被為仰付」とは、既にあげた安永七年の史料にある新庄御仕

入方のことを指すと思われる。

それはともかく、この一件は結局、天明三年十二月に、「町在御救稼之為御損益ニ不拘当分新庄浦にて御仕入方可被仰付」またその設置場所は「新庄口前所」であると、町奉行が田辺町と江川の大年寄に蝕れることとで片が付いた。

以上から、安永七年に存在した江川御仕入方と新庄御仕入方はその後一旦廃止され、天明三年になって、再び「当分」という期限付で、新庄御仕入方が新庄口前所に併設されたと理解できる。それでは、この度の新庄御仕入方は以後、どのような経過をたどったのであろうか。天明八年五月の史料はこういつている。

大年寄共

近年年柄悪敷諸山内仕入筋下直ニ而、其上不捌ニ有之候ニ付、町在仕入方も自然と手薄相成、別而

山内之者難渋及候段相聞候ニ付、為御救去ル卯

(天明三年……注) 十二月新庄村へ新御仕入方御建被遊在町之者共へ山内仕入銀米年々御貸下被遊



候處、打続作方不熟ニ而米穀高直ニ有之、山内仕入不引合ニ候へ共、一兩年へくりかへニ仕入かしに為致候處、去々年暮る別而町在困窮、去春移候而米直段格別ニ高料ニ相成、上ニも追年之御難渋ニ而去春へ銀米別而御指支、仍之御仕入かし等も不行届、去春より御仕入方当分御引せ、取立一通りニ被仰付有之候、然共追年之難渋ニ而仕入銀押借之者も諸代物不捌、殊更跡仕入も御貸不被遊候故、旁以納方指支難義之様子ニ相聞候、仍之右仕入かし銀米夫々銀高ニ応、去末ノ暮迄之元利銀者当申年ノ利無年賦ニ被仰付候間、其段小前迄可申聞候

…… (中略) ……

五月 (田辺町大帳三十九)

右の史料から、天明三年に設立された新庄御仕入方は田辺領主の財政困窮などが理由となつて天明七年春から「当分御引せ」と、また廃止されたようであることがうかがわれる。ところで、田辺領の御仕入方役所

の設置場所は、領内にのみ限られなかつたようである。左の寛政十二年(一八〇〇)一月十二日付の『田辺町大帳五十一』の記事から、寛政十一年十二月晦日に、田辺領大阪屋敷内に御仕入役所を設置すると領内に触れたことがわかる。

御領分る出候諸産物之内、京都并右近国へ積送り候諸産物之義、是迄伏見表ニ而尔々引請取捌候間屋敷も無之、多へ大坂表ニ而売払候趣ニ而、荷主仕出元之為ニも不相成哉ニ相聞候ニ付、此度、同所御屋敷内へ、産物御仕入役所取立、諸懸物等相減荷主共之為ニ相成候様売捌せ候事ニ候、夫ニ付右向々へ積送來候荷物之内、同所御仕入方へ積登取捌せ、尚又可然荷物之義へ此節る勝手次第同所へ積登可申候、尤荷物積送方之義ニ付難相分品も有之候へ、在方役所御仕入方、両所之内承り合候様

右之通

十二月晦日

町々格式中とも相通

先述したように、新庄御仕入方は新庄口前所に併設されていた。田辺領御仕入方の出張所が各地の口前所に併設される場合が間々あったらしいことは、左の文化十四年(一八一七)二月二十六日の触書からも推測できる。

小山五郎左衛門

御領分へ積廻り候阿州藍比度御口前所御仕入方へ  
 改方被仰出夫々焼印相加へ候上売買為致候筈ニ有  
 之候、其方義数年船荷問屋仕来り候義ニ付、藍方  
 問屋申付候間、御仕入方差図を受、諸事入念取扱  
 可申候、尤改焼印無之藍取扱いたし候へハ其品取  
 上急度咎可申付候間、兼而相心得可申候(田辺町  
 大帳六十二)

また、『田辺町大帳七十一』に所載の文政三年(一八二〇)十二月二十二日の史料に次の文言がある。「去ル文化十二年寅二月江川浦御口前所御仕入方ニ銀子貳貫目調義仕候様被仰附候」。したがって、田辺領の新庄御仕入方と江川浦御仕入方は紀州本藩から請負って

いる新庄と江川の二歩口役所すなわち御口前所に併設されたことは明らかといえる。とはいえ、田辺領の御仕入方出張所が常に御口前所に併設されたわけではない。『田辺町大帳七拾五』所載の文政七年七月の史料、ならびに『田辺町大帳七拾七』所載の文政八年八月十八日の史料に出る「三番御仕入方」はその例である。田辺領三番組には本藩の御口前所は設けられていないから、御仕入方独自の建物であったと推測してほぼ間違いないであろう。後者の史料は、南新町の山家屋熊助が文政七年「六月三番御仕入方御用炭売捌問屋被仰附」られたことを語って呉れる。

以上によって、田辺領は本藩とは別に、寛保二年に「御仕入役所」を「町在御救」のため設置し、以後江川御仕入方・新庄御仕入方・三番御仕入方を領内におけるその出張所として設けたこと、また寛政十一年には領外は大阪屋敷内に御仕入役所の設置を計画したことはたしかであるといえる。

右に史料を挙示して説明したことからわかるよう

に、田辺領には田辺領独自の御仕入方政策の展開がみられるのであつて、本藩は田辺領分内においてはその御仕入方政策を実施することができなかったのである。ということ、田辺領分の經濟的利害關係は、本藩のそれとの間に、御仕入方をめぐつても対立する場合が生じることである。寛政五年に本藩がその蔵入地である四番組の真砂村に御仕入方を設けたことにより、田辺町方の炭問屋と本藩たる真砂御仕入方との間に生じた利害対立がその例である。『田辺町大帳六十七』に所載の文化十三年二月の史料を示すことにする。

## 奉願口上

近年段々炭山燒尽、既ニ江川御口前所ニ而御受合申上候炭五万俵之義も難出来候ニ付仲間共色々相働遠山迄も仕入仕候而漸々近年ハ都合仕候、然處寛政元酉年四番組真砂村へ御仕入方御役所御構被為遊、炭御仕出し被成、四番組山々追々御手広ニ御仕出し被為遊候、御当地炭屋共も前々々四番

領之内へも炭山仕込仕来罷在候処、当月七日真砂村御仕入方御役人御兩人備中屋長三郎方へ御入込被成、備中屋源助も出合申候処、右御役人御申被成候ハ、西谷村杯江ハ御当所ハ炭山仕入等不相成候処、同村へ炭仕入仕候段御調ニ付此度之炭ハ仕入ニ而ハ無御座、買炭ニ而御座候旨申候処、左候ハ、炭山帳面見せ候様被仰聞候ニ付色々申訳仕候へ共、無是非帳面見せ申候、其上ニ而炭俵数之預り書付いたし差出可申様ニと被仰聞候へ共右炭預り書付ハ得不仕候段書付いたし差出可申と被仰聞候ニ付別紙之通相認差出申候、右御役所御始被遊富田川筋へ歸通行之節被仰聞候御趣ハ、是まで田辺町表へ出出来候諸代呂物少も御役所ニハ御取扱不為遊、四番組遠山ニ而朽捨り候諸木炭小割物等御仕出しと計奉承知罷在候、右西谷村と申ハ御当地へ步行荷ニ而其日歸リニ用事相調申候土地ニ而御座候、其上朝来組三番組之山々而ニも四番組之者共炭山仕入仕、右御役所へ出候故、炭屋共仕入

先段々狭く相成、往々御請合申上候炭俵数も無覚  
東相成可申と奉存候、右ニ付而ハ私共仕来之家業  
相減シ渡世之仕方も如何と歎ケ敷奉存候、何卒御  
憐愍を以是迄之通四番組へも炭仕入相成候様御賢  
慮被為成下候様奉願上候

三栖屋小八郎以下一五軒の炭屋が認めた右の「奉願  
口上」は、町年寄と町大年寄を經由して町奉行所に提  
出された。この史料は、百姓御救のためという名目の  
もとに設置される真砂御任入方は本藩領民を念頭にし  
ているのであり、田辺領民はその対象としていないこ  
とを物語っていると解釈して良いと思われる。

#### 四、むすび——国産物育成への志向性

すでに、はしがきの部分で述べたように、田辺領石  
高三万八千八百石は本藩たる紀州藩の石高五十五万五  
千石の中に含まれているのであり、田辺領の紀州本藩  
に対する独自性といっても、それは決して絶対的なそ

れではなく、あくまで相対的なものである。このこと  
は十分把握しておく必要がある。とはいえ、本稿で示  
したように、田辺領が領外市場たる大阪市場に対する  
関係においても、本藩の御任入方に対する関係におい  
ても一定の独自性を有することを見落すことは許され  
ない。本稿がはじめて明らかにした田辺領独自の御任  
入方の存在は注目に値しよう。これまで、田辺の座  
については脇村義太郎の「紀州田辺における座の研  
究」<sup>10</sup>、在方商業については安藤精一の「近世在方商業  
の研究」(一九五八年、吉川弘文館)所収の事例の学  
示がある。この両者の研究でとりあげられた座につい  
ても在方商業についても、田辺領は本藩とは別に独自  
に自己の側からする経済政策の論理に従ってこれに対  
処したとしてよいであろう。

延享三年(一七四六)に京都商人がはぜ漆の植付を  
田辺領勝手役所に願ひ出た時、田辺商人も参加するこ  
とが必要だとの方針を示すのも、こうした田辺領の経  
済政策の一定の独自性が現実のものとして存在してい

たからに他ならない。念の為に史料を紹介しよう。

一此度御領分へは、漆植申者場所見分ニ參、下長町ニ宿被仰付居申候、近辺場所見分相濟候而願入申由、当地之者加り、不申候而ハ、願難成由ニて、御勝手役所被仰聞候由ニて、南新町小八郎人数ニ加り候由、則御勝手方へ願書出候、町御奉行所へ入御覽候

乍恐奉願口上

田辺御領分山川空地には、漆其外何ニても其土地相応物見立植付候而御運上指上可申候、植付候節ハ其所々ニて御藏被為掛被下候而人足雇申度奉存候、尤賃銀之儀ハ其節々相對可仕候、先場所見分仕度旨去丑暮奉願候處、御免被成下難有奉存此度平右衛門佐兵衛罷越候、御案内被仰付被下所々見分仕凡六拾六町六反程之場所見立申候、植付之儀御免被成下候ハ、難有可奉存候、然ハ上者其場所ニ小屋相建番人指置右植物之修理為致植殘候處起シ立段々植広ケ申様ニ仕度奉存候、御運上之儀

者老町ニ木数老万本之積、植付候而三年目る地巾老町ニ付銀貳百目宛々無滞指上可申候、此度見分仕候六拾六町六反程之見立場所ハ大積リニて御座候、植付之節ハ棹御入反數御極可被下候、右之通被仰付被下候様ニ奉願候、以上

京御幸町六角下ル所

大黒屋平右衛門

同川原町中筋竹屋町下ル所

対馬や佐兵衛

延享三年

田辺南新町

寅四月

三栖や小八郎

御勝手御役所(田辺町大帳十三)

田辺領分産物調査も熱心に行われている。明和三年(一七六六)五月七日には左のような触が出ている。

此度御領分産物相改候義小川草庵へ被仰付候間、村々浦々又者山内其土地ニ有合出来いたし候草木鳥魚虫貝不残書付、或ハ石類土類ニ至迄常ニ替り候者有之候ハ、見合聞合委細書立、其村々支配之

土地堺ニ吟味いたし右之書付小川草庵方へ持参い  
たし及相談可申候、在中助成稼ニ相成申品有之候  
ハ、夫々ニ教へ遣し申答ニ候(田辺町大帳廿二)  
こうした調査は、天明三年(一七八三)十月にも実  
施されている<sup>11)</sup>。

左の寛政八年(一七九六)五月の史料が語る甘蔗植  
付の試みは、右のような調査の上に行なわれた国産物  
育成志向のひとつであろう。

玉置喜市

去(寛政七年……注)春より、於当地甘蔗植付被仰  
付、宜生立候ニ付、此度右製法被仰付候処、大株  
宜出来立候、夫ニ付右植付修理料仕入銀等其方相  
働、追々御用立可申旨、甘蔗方鳥山喜左衛門と達  
候趣有之候ニ付、自と御国内砂糖売捌方其方へ申  
付候間、念入致取扱可申候、若又他国と注文等有  
之候共一切他国へ売出申義へ堅相成不申候、其段  
相心得可申候

畢而売捌方其外取扱諸事へ鳥山喜左衛門へ承合取

計可致候

五月十九日

右之趣町々へも心得ニ申通

一喜市砂糖売捌所被仰付候ニ付、御用之貳字御免  
被仰付候(田辺町大帳四十七)

もっとも、その後、田辺領内における甘蔗砂糖の国  
産化の試みは必らずしも成功しなかったようである。  
左の文化五年(一八〇八)の史料は、この頃になると  
田辺の商人は大阪ないしは和歌山から砂糖を買入れる  
こともあったことを示している。また文化五年から  
は、本藩たる紀州藩砂糖方役所へ目録書を提出する仕  
来たりとなったことがわかる。

一五日(二月五日……注)左之通

先砂糖方之節若山砂糖方と御通ニ而、田辺商人  
砂糖買下シ之節何レニ而も砂糖方役所へ申出切  
手遣し、大坂へ西村屋喜右衛門、若山へ岡崎屋  
吉左衛門ニ而買下シ候筈ニ有之候所、此頃へ猥  
ニ相成候様子ニ付、自今へ商人砂糖買下候節、

砂糖方役所へ、砂糖之品々、目録書差出させ、砂糖方、右両所問屋ニ、而買下し候様ニとの段申達、

自今猥ニ無之様取計候様ニとの義ニ御座候、直段之義も下直ニ取計申付有之由、右ハ御国一統ニ有之候処、田辺ハ不メリニも有之様子相聞申候付、商人共へ訳而御通し御座候様致度奉存候、右之段此度若山砂糖方、訳而御通ニ付申達候、以上

辰二月

砂糖方

右廻状ニ而町江川へ申通候 (田辺町大帳五十

九)

右の史料が示すところによれば、文化期になると砂糖については本藩の「若山砂糖方」が「御国一統」という政策方針にもとづき、田辺領分への移入に直接関与しようとしたようである。

とはいえ、田辺領主権力側からする田辺領分国産物育成の試みは決して放棄されたわけではない。文化十四年には養蚕方御用所が設けられ、江州彦根は船町の

字内というものが養蚕方御用で田辺に来る。「田辺町大帳六十二」に記載の関係史料をここに収録しよう。

一同日 (三月十三日……注) 本町紺屋円助貸家へ

養蚕方御用所今日始候ニ付、養蚕方御役人今日毎相詰候間御通しハ無之候得共扣へ置申候

候

表之柱へ 養蚕方御用所

内庭中仕切へ 養蚕方御役所

右貳枚掛札有之御紋付纏二張出し有之候

……(略)……

口上

江州彦根船町字内と申者、此度養蚕方御用ニ付夜前罷越私方ニ暫滞留仕候、仍之御届申上候、已上

丑 (文化十四年……注) 七月四日

いづみ屋

下長町年寄

藤兵衛

藤右衛門殿

一同日 (七月四日……注) 御通書左之通

養蚕之義、御領内へ被仰出候ニ付、蚕種紙へ春夏とも養蚕方御役所へ受取、外々種紙ニ而飼立之義へ堅不相成旨被仰出候趣相触候処、此度秋津川村庄屋養兵衛同村甚蔵紛敷致養蚕候旨相聞候ニ付、役人差遣し蚕并繭とも取上急度答申付候義有之候、若此已後右躰不埒之義致候者有之候へ、多少ニ不限相糺急度申付候上、金貳拾兩ツ、過料可申付候間、此段町在とも不洩様可申聞候、兼而大庄屋并見廻り役之者心掛ケ紛敷義有之候へ、早速可申出事

七月

町内に而も来春桑苗植付ケ申度者も有之候へ、夫々員数相調尚又来春養蚕をも致度ものも有之候へ、是又相調当月中ニ養蚕方御役所へ可申達事

七月

別紙之通御通し有之候間、其丁々不洩様相通し可被申候、仍之申通候、已上

以上、われわれは『田辺町大帳』に基づき、元禄期から文政期までの期間における、紀州田辺領の経済政策を、とくに大阪市場との関係、本藩御仕入方ならびに自領御仕入方との関係を中心に史実の整理を行った。その結果、田辺領国産物育成への志向性とでもいうべき、本藩に対する一定の独自性を認めることができた。すでに明らかのように、本稿は、田辺領のそうした経済政策の段階的変質過程の剔出には筆が及んでいないが、紀州藩政史研究においては田辺領支配の本藩に対する相対的独自性を考慮することの必要性だけは主張しなければなるまい。ということとは、新宮領についても今後、本稿が試みたような基礎的な史実の整理確認が必要であるということでもある。何故ならばかかる一定の独自性の上にこそ、明治維新期における田辺藩、新宮藩の立藩があり得たと思われるからである。これらの藩も含めた諸藩割拠体制を一挙に清算した廃藩置県以後の近代日本の統一国家体制がかくも鮮やかに可能であったのは、何故かという課題は、本稿



の任務を越えて居るだけでなく、筆者には未だ説明の出来ぬ難問であるが、魅力ある問題である。

- 注
- 1 宮本文次編『藩社会の研究』(一九六〇年・ミネルヴァ書房)所収。
  - 2 県史編さん委員会編『和歌山県史 近世史料一』(一九七七年、和歌山県)一一六一頁。
  - 3 原本は元禄十四年(一七〇一)にまとめられたもののようにである。ただし、筆者がここに使用するものは、御坊市の芝口常備による昭和三十八年(一九六三)の筆写本である。なお、小倉緑草「紀州勢州諸色大概分ヶ秘書」(『くちくまの』四五所収、一九八〇年・紀南文化財研究会)を参照されたい。なお、『和歌山県史 近世史料一』八一九頁参照。
  - 4 和歌山県編『和歌山縣誌 上巻』(一九一四年・和歌山県)二五二頁(二七〇頁)。
  - 5 堀内信編『南紀徳川史 第十二冊』(一九三二年、南紀徳川史刊行会)二八六頁。
  - 6 二歩口と二歩口役所については、さし当たり、笠原正夫「紀州藩二分口役所の成立と展開」(安藤精一先生還暦記念論文集出版会編『地方史研究の諸視角』一九八二年、
  - 7 国書刊行会)と『南紀徳川史 第十二冊』の二七四頁以下を参照されたい。
  - 8 田辺市文化財審議会・田辺市教育委員会編『万代記(四十八)(四十九)』(一九七八年・同審議会・同教育委員会)一五〇頁。
  - 9 右同書、一五五頁。
  - 10 『和歌山縣誌 上巻』は寛保二年の御仕入役所の設置以後の史実を本藩の御仕入方と区別することなく取り扱っているが(二三九頁)、これは今後、本稿が証明した事実認識に基づき改める必要がある。従って笠原正夫「紀州藩御仕入方と富田川鱒の操業」(『くちくまの』五六所収、一九八三年)も、本稿のような御仕入方政策理解に立つと、もう少しちがった歴史解釈があり得るのではなからうか。
  - 11 『史学』第二卷第三号(一九三三年)所収。  
なお、「株」という用語法は、たとえば、宝暦五年の「上酒株」(田辺町大帳十六)、文化十三年の「店方株」・炭屋「株」(田辺町大帳六十七)があり、「仲間」という用語法は文化十二年の「大工仲間」(田辺町大帳六十六)があり、田辺領支配体制下の全期間を通して、「座」を使用していたわけではなさそうである。
  - 12 『万代記(四十八)(四十九)』一四二頁。

## (附記)

本稿で使用した『田辺町大帳』は、和歌山県企画部県史編さん室が撮影した写真版である。この写真版を作成するに当っては、まさに膨大としか表現しようのない原本からの取捨選択作業が必要であった。この作業は和歌山県史編さん委員会の近世史部会のメンバーが行なった。筆者もそのメンバーのひとりではあるのだが、同会所属の諸先生方の御努力がなければ、今日かような形での史料紹介をすることなど考えられるものではない。諸先生の御厚意に深く感謝するものである。なおまた、和歌山県文化振興課県史編さん班ならびに田辺市立図書館にも心より謝意を表したい。

(一九八四年一月十六日)